

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		開発許可・開発行為における変更の許可
根拠条例・規則名		都市計画法
条 項		都市計画法第 33 条、第 34 条第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号、第 8 号の 2、第 9 号、第 14 号
所 管 部 課		都市局 都市計画部 都市計画課 (電話：048-829-1428)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	許可の基準については、法の定めによるもののほか「さいたま市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」による。 さいたま市袋路状道路に関する基準 さいたま市相当数の同意に関する基準 法第 34 条第 1 号審査基準 法第 34 条第 2 号審査基準 法第 34 条第 4 号審査基準 法第 34 条第 6 号審査基準 法第 34 条第 7 号審査基準 法第 34 条第 8 号審査基準 法第 34 条第 8 号の 2 審査基準 法第 34 条第 9 号審査基準 法第 34 条第 14 号審査基準
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 令和 4 年 12 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	行政庁における審査 30 日 (区域面積が 5,000 m ² 未満の開発行為、複数の都市計画事務所の区域または他市の行政区域にまたがらない開発行為) 50 日 (区域面積が 5,000 m ² 以上の開発行為、複数の都市計画事務所の区域または他市の行政区域にまたがる開発行為) ※ 関係機関との協議に要する期間を除く。
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		変更の許可申請に対する標準処理期間については 30 日とする。開発審査会の議を要するものについては、標準処理期間を適用しない。